

農業者各位

白石町農業再生協議会
会長 田島 健一
(公印省略)

令和8年度 畑地化促進事業の要望調査について

経営所得安定対策の推進につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申しあげます。令和5年度から実施しております畑地化促進事業について、令和8年度の事業採択に向けて要望調査を行います。つきましては、申請を希望される方は下記の期限までに役場農業振興課までご来庁いただきますよう、お願ひいたします。

記

申請期限 令和8年2月20日（金）期限厳守

※ 来庁された際に、窓口にてチェックシートを確認のうえ、記載していただきます。チェックシートの全ての項目に了承いただけない場合は申請ができませんので、ご了承ください。

畠地化促進事業	(交付単価(総額) 170,000円/1ha)
内容	水田を畠地化して畠作物の本作化に取り組む農業者に対して、 <u>高収益作物や畠作物を継続的に作付することを条件に</u> 、対象農地に対して面積当たりの交付金を交付します。（1回限り）なお、畠地化促進事業の採択となった農地（土地）は、「水田活用の直接支払交付金」の支払い対象から除外されます。
対象者	令和7年度に大豆、麦、野菜などの「交付対象作物」を作っている農地について、 令和8年度以降に水田として利用せず、畠作物（水稻以外の作物）の本作化への取り組みを希望する方。

水田活用の直接支払交付金とは
水田で転作作物（麦、大豆、飼料用米など）を生産する農業者に対して交付金を支払います。あくまで、「水田を活用し、水稻以外に転作することに対して」交付金を支払うことになっているため、継続的に畠作物を作っている農地は、「水田活用の直接支払交付金」の対象外となります。 ※ 令和8年度までに、「水稻の作付（または1か月以上の湛水管理）」もしくは「連絡障害を回避する取組」を行わない場合は、交付金の対象外となる可能性があります。

※ 令和9年度以降の水田政策については、見直しが行われる方向で検討されております。具体的な内容につきましては現在国で協議中です。